

区分	戦間期（1918年～1939年）	第二次世界大戦～1990年前後	1990年前後～2010年代半ばから2025年
主な国際会議・交渉	・ ジュネーブ国際経済会議（1927：50ヵ国） ・ 輸出入禁止制限撤廃条約交渉会議（1927：35ヵ国） ・ 経済的協調のための国際経済会議（1931～32：13～18ヵ国） ・ ロンドン通貨経済会議（1933：64ヵ国）	・ 国際貿易機関（ITO）を設立するためのハバナ憲章（1948：53ヵ国） ・ 関税と貿易に関する一般協定（GATT）（1947：23ヵ国） ・ 東京ラウンド（1973～79:41ヵ国） ・ ウルグアイラウンド（1986～94:125ヵ国）	・ ウルグアイラウンド合意（1993）世界貿易機関（WTO）発足（1995） ・ シアトルWTO閣僚会合（1999）：新ラウンド立ち上げの失敗 ・ ドーハラウンド（2001～ ）
貿易ルール上の進化・変化	・ 国際機関のもと学識経験者による検討・提言の仕組みが生み出された ・ ①「無差別原則」（1927）②輸出入禁止制限措置の原則禁止（1927）③関税・非関税措置の「休戦」（1933）④主要農産物の国際カルテル（商品協定）による需給調整（国際小麦協定（1933））	・ 米国主導のもと西側諸国中心の貿易ルールとして発足・拡大 ・ 当初関税引下げが中心。途上国の増加とともに商品協定への取り組みが活発化 ・ 非関税措置の「規範的」ルール作りのきっかけは「ハーバラー報告」（1957）。ルール化の取り組みは東京ラウンドから、本格的にはウルグアイラウンド	・ 欧米以外の国々もカバーするグローバルな貿易ルール・組織が成立：中国加盟（2001）ロシア加盟（2012） ・ 広範な分野にわたる「規範的」ルールの成立・紛争処理手続の整備 ・ 地域貿易協定などの活発化：NAFTA（1992）APEC（1989）TPP（2016）米・EU間TTIP交渉（2013～17）
特色	・ 国際協調機運のもと国際連盟が主催する「開かれた」フォーラムでさまざまな分野のグローバルな仕組み作りの努力が積極的に行われた ・ 関税引き下げ交渉や非関税措置のルール化に関するブレインストーミング、戦後経済の復興などに関する分析やノウハウが第二次大戦後のルール作りの基礎となった	・ グローバルな国際機関・貿易ルール作りが失敗したためローカルで暫定的なルールとして発足（国際機関としての組織体制も未整備） ・ 関税に関する「契約的」ルールから非関税措置に関する「規範的」ルールへ ・ "free trade"の意味が「輸出・輸入障壁の引下げ」から"fair trade"（国際市場への開放）そして"market access"（市場アクセス）へ	・ 公開の場で貿易問題が透明性のある形で「規範的」ルールに照らし処理される道が開けWTOが「貿易問題処理機関化」 ・ WTOでのラウンド交渉の停滞と期待・関心の低下 ・ 大型地域貿易協定（メガFTA）によるグローバル・ローカルへの貿易ルールの複層化と「囲い込み」
国際環境	・ 軍縮会議（ジュネーブ:1927、ロンドン:1930）不戦条約（1928） ・ 世界恐慌（1929） ・ 満州事変（1931）満州国建国（1932） ・ ヒトラー政権誕生（1933） ・ エチオピア戦争（1935～36）スペイン内乱（1936～39）ミュンヘン会談（1938）	・ 東西冷戦の始まりから終結まで ・ 米国の圧倒的優位の相対的な低下：ニクソン・ショック（1971）欧州連合の深化・強化（EEC（1967）EC・単一市場（1993）） ・ 環境問題への意識の高まり：ローマ・クラブ「成長の限界」（1972）オゾン層保護条約（1985）世界環境サミット（1992）	・ ソ連邦の崩壊（1991）以後欧州連合の旧東欧諸国への加盟国拡大 ・ ロシアのクリミア併合（2014）ウクライナ侵攻（2022～） ・ イスラエルのガザ侵攻（2023～） ・ 新型コロナパンデミック（2020～23）

区分	戦間期（1918年～1939年）	第二次世界大戦～1990年前後	1990年前後～2010年代半ばから2025年
米国の役割	・ 非加盟国ながら国際連盟の会議・交渉に参加 ・ 「問題児」：高率保護関税、スムート・ホーリー法（1930）によりさらに引き上げ、しかも行政府に交渉権限がない、禁酒法により酒類の輸入禁止	・ 米国の圧倒的優位状況から欧州諸国の経済的復興・強化・拡大への対決へと変化 ・ 米国が「アンフェア」な措置をとっていると判断した国に一方的措置をとるようになる	・ 大型地域貿易協定に傾斜：TPPへの参加（2008）米国・EU間TTIP交渉（2013～17） ・ 上級委員選任のブロックによるWTOの紛争処理機能の一部の休眠化（2016以降）
関税	・ 「高率、複雑、不安定かつ多数」だが交渉困難 ・ 引き下げ交渉についてのブレーンストーミング：①多国間、プルリ、バイ、自主的②フォーミュラ、ハーモナイズ、リクエスト・オファー ・ 交渉前・交渉中の「休戦」ルール	・ 関税引下げはリクエスト・オファー方式のみからフォーミュラ・カット方式との併用へ ・ 「無差別原則」を確立・交渉結果を登録し引き上げには「代償」（「契約的」ルール） ・ 関税評価、AD、SGなどに「規範的」ルール	・ 相互撤廃：蒸留酒・ビール・鉄鋼・医薬品など（林産物・水産物・植物油も議論） ・ APECでの「自主的撤廃」 ・ 地域貿易協定では原則撤廃 ・ 「規範的」ルール上問題のある措置の濫用
動植物検疫・食品安全	・ 「公衆衛生の保全および動植物の病気・衰亡・消滅からの保護」措置は差別・国内保護を目的としない限り撤廃の対象外とする（1927） ・ 動物伝染病・家畜輸送・輸出入条約（1935） ・ 国際獣疫事務局（OIE）（1927）国際植物保護条約（1929）	・ 「ハーバラー報告」以後各国の非関税措置で多様かつ大きな割合を占めることが表面化 ・ 東京ラウンドで「貿易の技術的障害に関する協定」 ・ FAO/WHO合同食品規格委員会（1963）	・ 国際基準・リスク評価と科学的証拠に基づくかねばならない「規範的」ルール確立 ・ 貿易問題を専門委員会で検討の上紛争処理パネルで判断・解決する仕組みが確立 ・ 「予防原則」「食品安全」をめぐる「旧大陸」「新大陸」諸国間の対立
日本（米関係）	・ 「内地」「外地」生産による自給自足が原則：昭和初期に自給達成（1933年に政府内で生産制限を検討） ・ 需給調整・市場介入から統制へ（米穀法 1921、米穀統制法 1933、米穀配給統制法 1939、食糧管理法 1942） ・ 「米穀委員会」による需給見通しに基づき外米輸入禁止開始（1928） ・ 米を貿易ルールの例外化（1927：「国家存立の基礎である重要産業の保護・米は国民の主要食料で多数が生産に従事する」ことが理由）	・ 「内地」での自給自足政策：食管理制度のもとで需給・価格統制 ・ 生産過剰が顕在化：生産調整開始（1969）過剰米処理（1971～74：740万 t、79～83：600万 t） ・ 自主流通米・銘柄米制度開始（1969） ・ GATT加入（1954）IMF8条国（1964） ・ 国家貿易（輸入制限するが不足時は輸入：1965～66（中・米90万t）1984（韓15万t）1993（中・タイ・米・豪260万 t） ・ 米国は1980代半ば過ぎから輸入制限を問題視：ウルグアイラウンドで関税化が焦点	・ 米の価格統制を廃止し自主流通米を主体とする（1994） ・ 需給調整を国から農業者団体主体に変更（2007）生産調整廃止（2018）後も国による需給計画・備蓄は維持 ・ ウルグアイラウンド合意（1993）：ミニマムアクセス米（43万t）輸入枠を設定 ・ 米の関税化（1999）：輸入枠内は国家貿易（無税輸入枠77万 t）これ以上は341円/kgを払えば輸入可能 ・ TPP・日EUFTAなどで米は例外扱い ・ 米も輸出振興の対象（4.5万 t）